



平成 21 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 ケンコーコム株式会社
代表者名 代表取締役 後藤 玄利
(コード番号 3325 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 片岡 敬三
執行役員管理本部長
TEL 03-3584-4156 (代表)

改正薬事法施行による医薬品売上高への影響に関するお知らせ

平成 21 年 6 月 1 日より完全施行された改正薬事法にともなった一般医薬品販売方法の変更により、当社の医薬品売上高に顕著な変動が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当第 1 四半期各月における医薬品売上高の推移

平成 21 年 6 月の医薬品売上高は、第 2 類医薬品の売上高が大幅に減少し、以下のような結果となりました。

対象期間	医薬品売上高	対 4 月比	対 5 月比
平成 21 年 4 月	64,771 千円		
平成 21 年 5 月	100,050		
平成 21 年 6 月	37,666	41.9%	62.4%

主な要因は、改正薬事法施行の 6 月 1 日以降、当社 EC サイトにおいて第 2 類医薬品の販売ができない旨の積極的な告知を行ったことから、当該商品にかかる受注が減少いたしました。また、一旦受注した場合でも、第 2 類医薬品の継続購入履歴が確認できず、お断りしたご注文件数が 6 月 1 ヶ月間で約 2,300 件にのぼり、顧客サービスの低下と多大な機会損失を招いております。

その他、改正薬事法に関連した省令及び厚生労働省通知が平成 21 年 5 月 29 日に公布・発令されたこととともない、当社では法に則った体制を整備するため、6 月 1 日から 6 月 5 日までの間、当社が運営するすべての EC サイトにおいて第 3 類以外の医薬品の販売を停止していたことも一時的な要因として挙げられます。

なお、平成 21 年 5 月につきましては、新型インフルエンザ関連商品の需要増もあり、消毒薬等の第 3 類医薬品の伸びが大きく貢献いたしました。

2. 改正薬事法施行後の当社の医薬品販売方針

当社では、かねてより薬剤師を中心に、安全・安心な医薬品販売に取り組んでまいりました。

しかしながら、薬事法の改正にともない、医薬品の通信販売は大幅に規制され、第3類以外の医薬品通信販売は原則禁止、第2類医薬品については、厚生労働省の定める離島居住者、もしくは平成21年5月31日までに、同一店舗で同一医薬品を購入した場合で、かつその事実が販売店側で確認できる場合のみ、2年間の期限つきで通信販売を認める、と省令で定められました。

当社では、外観的に存在する法を無視することなく、やむなく当面は省令を遵守するかたちで医薬品販売を継続していく方針であります。

その一方で、平成21年5月25日、国に対して提起した訴訟などを通じて、第3類以外の医薬品のインターネット販売を従前どおりに行うことができるよう、憲法に違反する省令の取り消し、憲法と薬事法第36条の6に則った情報提供ルールへの再改定を促すとともに、今後もすべての国民が安全に平等に、かつ便利に、医薬品を手に入れられる環境整備のため、活動してまいります。

3. 業績に与える影響について

改正薬事法にともなう当社及び当社グループの業績への影響は、平成21年6月2日に公表しております平成22年3月期「業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおり、現時点における追加的な影響は見込んでおりません。

【ご参考及び関連開示資料】

当社顧客に向けた医薬品販売に関するお知らせ

<http://www.kenko.com/otc/notice.html>

訴訟の提起に関するお知らせ（平成21年5月25日）

http://www.kenko.com/company/ir/pdf/action_090525.pdf

改正薬事法にまつわる改正省令に対する当社の見解ならびに今後の医薬品販売方針について
（平成21年6月2日）

http://www.kenko.com/company/ir/pdf/yakuji_090602.pdf

業績予想の修正に関するお知らせ（平成21年6月2日）

http://www.kenko.com/company/ir/pdf/FY09syuusei_090602.pdf

以 上